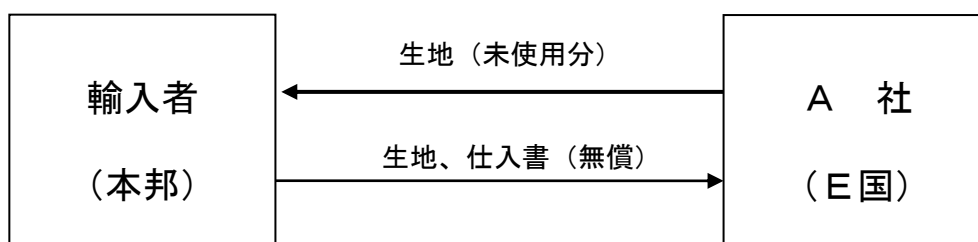


10. 本邦に再輸入される未使用の原材料の課税価格

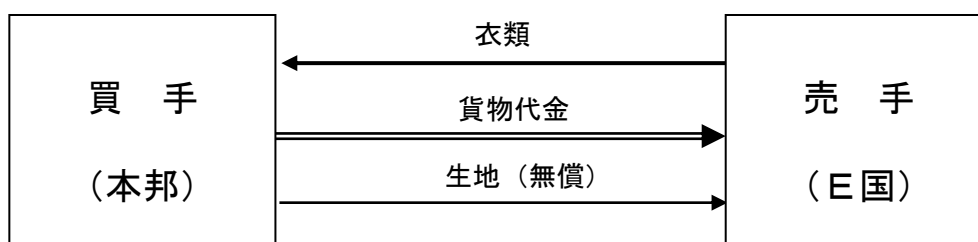
輸入貨物の取引価格による方法（関税定率法第 4 条第 1 項関係）・加算要素の取扱い（無償提供物品、役務）

「6. 輸入貨物の原材料のうち未使用分（本邦に再輸入予定）に係る費用」追加事例

（今回の輸入貨物：未使用生地）



【参考】（既存事例の輸入貨物：衣類）



【照会要旨】

当社は、E国所在のA社から衣類を購入（輸入）するために、輸入貨物の契約予定数量に基づき、原材料である生地をA社に無償で提供していました。

今般、生産計画の変更に伴い、その生地を使用した衣類の生産を予定数量の半分で取りやめることとなり、余った生地（未使用生地）を本邦へ輸入することとなりました。なお当該生地については、輸入後に別製品の生産に使用するか、または廃棄するかは未定ですが、国内で販売することはありません。

当社は未使用生地の本邦への輸入に係る運賃のみを負担します。なお、未使用生地は、衣類の生産ロスやスペア分には該当せず、未使用生地についての加工費や保管費用も発生していません。

この場合、未使用生地の課税価格はどのように計算されますか。なお、当社は、未使用生地の輸入申告の際に、減免税を申請しません。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が輸入する未使用生地の課税価格は、関税定率法第 4 条の 4、関税定率法施行令第 1 条の 12 第 2 号に規定する「関税評価協定の規定に適合する方法として税関長が定める方法」により、合理的な根拠を示す資料に基づき、本邦におい

て入手できる資料に基づき課税価格を計算します。

具体的には、生地を取得価格（未使用生地に相当する額）に、運賃等（生地が貴社からA社及びA社から輸入港に到着するまでの運送に要する費用等のうち、未使用生地に相当する額）を加えて課税価格を計算することができます。

（理由）

上記の取引において、貴社が輸入する貨物は、衣類の生産のために無償で提供した生地のうち、未使用生地を本邦における販売以外の目的で無償により再輸入するものであり、輸入取引（売買）によらない輸入貨物ですので、原則的な方法である「輸入貨物の取引価格による方法」により、その課税価格を決定することはできません。

したがって、関税定率法第4条の2（同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法）以下の規定により課税価格を計算することとなります。

この輸入貨物は、本邦で調達した生地であるため、同種又は類似の貨物がなく、「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」により課税価格を決定することができません。

また、この輸入貨物は国内販売せず、また、本邦で調達されたものであること及び生産者との取引により輸入されたものではないことから、「国内販売価格に基づく方法」及び「製造原価に基づく方法」により課税価格を決定することができません。

したがって、同法第4条の4（特殊な輸入貨物に係る方法）により、輸入貨物の課税価格を計算することとなります。

この場合、同法施行令第1条の12第1号に規定する合理的調整を加えても「輸入貨物の取引価格による方法」、「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」、「国内販売価格に基づく方法」及び「製造原価に基づく方法」により課税価格を計算することはできません。

よって、この輸入貨物の課税価格は、同法施行令第1条の12第2号に規定する関税評価協定の規定に適合する方法として税関長が本邦において入手できる資料に基づき計算する方法であって、合理的と認められるものにより計算されることとなります。

本件取引においては、貴社が再輸入する貨物の課税価格は、貴社が生地を取得するために要した費用に、生地をA社に提供するために要した運賃、保険料その他の費用を加算した額に、貴社がA社に支払った当該生地が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃を加えて計算する方法が考えられます。

なお、上記に示した方法はあくまで一例であり、輸入貨物の種類や状況等によって、どのような資料が合理的と認められるかは個別具体的に判断することとなります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、第4条の2、第4条の3、第4条の4、第4条の8

関税定率法施行令第1条の12第1号、第1条の12第2号

関税定率法基本通達4-1(1)、4-1の2(1)イ、4の4-1、4の4-2、4の8-1

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）